

## 綱光公記 — 宝徳二年七月〜一二月記 —

はじめに

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号〜二五号では広橋綱光（一四三二—七七）の文安三年（一四四六）から応仁元年（一四六七）までの暦記の翻刻を行った。その後、二六号より再び時代をさかのぼり日次記の紹介を行っている。今号では宝徳二年（一四五〇）七月〜一二月記を翻刻する。本記の概略については二〇号を参照されたい。

この年の將軍は足利義政、天皇は後花園天皇である。綱光は二〇歳で、位階は正五位上、官職は藏人・権右中弁・右兵衛佐であった。

前号では七月五日に行われた足利義政の直衣始の準備の過程や別記二点を紹介した。国立歴史民俗博物館が所蔵する七月記日次記の自筆本は現状では冒頭を欠き、直衣始当日の五日条は見られない。ただし、広橋興光氏所蔵の写本『接綱御記』の中に七月五日の記録がある（前号で紹介した京都大学総合博物館所蔵勸修寺家記録『贈内府綱光公記（義政卿直衣始）』も同じ）。これは慶応三年（一八六七）九月四日に「拝校了」と権大納言（広橋胤保）が奥書した近世写本で、内容には前号で紹介し

た『義政公直衣始参仕記』と重複があるが、異なる記述もある。こちらが日次記の写本である可能性もあるため、本号で翻刻、紹介したい。

今回翻刻分の主な内容を摘記しておく。綱光自身の動向では、この時期、体調を崩していた綱光のために、医師丹波盛長が良薬を処方したり（七月九日条）、室の父摂津満親が綱光のために加持を行わせた記事が見える（七月二三日条・九月九日条）。また、広橋家が代々撰閤家近衛家に家司として仕えていた縁で、綱光も近衛房嗣の年預に任じられ、その古書始に関する詳しい記事がある（一二月二四日条）。

綱光の一族の忌日仏事に関する記事も多い。毎月二日には父兼郷の、一四日には祖父兼宣の月忌が行われている。今回翻刻した範囲では、これらに加えて七月一二日曾祖父広橋仲光、同一四日崇賢門院仲子、九月二五日に祖母（兼宣室）元叡の供養が行われた。なお、この祖母元叡については、今号翻刻の作業により、既往の翻刻に訂正を要することが判明した。後に詳しく述べるので、利用者は注意されたい。

兄弟の年忌仏事も目立つ。九月九日に供養された慶福院見性は実兄の春龍丸で、永享四年（一四三二）六月、日野家嫡流家督の秀光（家秀）

遠須 田中 藤中 須田 田中 桃田  
珠 牧 奈 有  
紀 子 保 一 郎

の死去に伴って広橋家から養子に出され、八歳で日野嫡流を継承したが、わずか三ヶ月後の九月九日に没した人物である（『看聞日記』同年六月四日条、九月一〇日条、『満濟准后日記』九月九日条）。また、七月二日には弟阿婦丸（法名浄兼）の正忌が行われている。阿婦丸は後花園天皇に寵愛されたが、綱光と違って父兼郷に似て「人を畏怖させる人物」と評され、文安四年同日に一五歳で死去した（『建内記』同日条、また二〇号参照）。なお、八月三〇日には綱光の青侍藤堂景富が近江から上洛し、その父かとも思しい藤堂景盛が近江で没したと報じている。

公武の行事としては、八月二日、相国寺で後花園天皇と足利義政の受衣が行われた。綱光は病で不参だったが、先例として『兼宣公記』を勘進している。九月三〇日には夢窓疎石の百年忌が盛大に執り行われた。一〇月、日野勝光が参議となる。一年の中で正五位下右少弁から参議まで急速に昇進を重ねた、異例の出世であった。

政治情勢では、この頃に京都で頻発した、各大家名の紛争に由来する事件が記録されているが、本記独自の情報に富み、紹介する価値が高い。まず九月一日に、土岐氏被官の美濃守護代齋藤越前入道宗円が、京都で殺された。美濃では守護代の地位をめぐり、文安元年（一四四四）から富島（戸島）氏と斎藤氏が抗争し、『齋藤基恒日記』同年閏六月二九日条に「美濃国錯乱数年也」とある美濃錯乱が続いた。その結末が斎藤宗円の殺害だが、「土岐方」＝守護持益を主謀者と記すのは、本記独自である。

また、九月二七日に、和泉上守護細川常有の被官羽高（鵜高）が、細川勝元邸付近で殺された。文安年間に富樫教家・泰高兄弟が加賀守護職を争って守護職が分割された結果、加賀から流浪した富樫被官人本折主計を、鵜高が匿った結果である。本折は前月八月一三日、甘露寺親長邸にいたところを富樫の手で殺され、怒った常有がこの日、鵜高を殺すに

至った（『康富記』）。誅殺の理由を「不忠」とし、また主謀者が常有でなく本家の細川勝元だったと明記するのは、本記独自である。

最も注目すべきは、管領畠山持国が山城国の寺社本所領をすべて一方的に代官請にし、当年の収穫を勝手に刈り取ろうとした事件であろう。広橋家領の山城国衣比須島庄を脅かされた綱光は、驚いて交渉を重ね、何とか直務支配を確保した（八月一三日条・九月九日条）。これは本記によって初めて判明する前代未聞の事件で、政治上、希有の史料である。事件の背景には、当時の持国周辺の政争がある。持国は嫡子義夏（後の義就）の家督継承に反発する持富（持国弟）派との抗争を抱えていた上、かつて寺社本所領侵犯で追放された尾張守護代織田郷広を、斯波家中の意に反して義政が還補したのに抗議し、管領の雑務沙汰をボイコットしていた。この山城一國の代官請事件は、持国が義政と和解して政務に復帰した直後の出来事で、当該期の政治上、見逃せない材料である。

この時期に集中して京都で守護被官の暗殺事件が相次ぐが、それらの主謀者を明記（土岐持益・細川勝元）する本記独自の情報も見逃せない。尾張守護代問題を含む管領畠山持国周辺の大局的な政治情勢との関係を、疑う価値がある。一〇月二日条に見える、畠山持国邸での「喧嘩」も本記独自の情報で、畠山の家督紛争との関連を検討してよい。

なお、今号の作業で得た情報により、過去の翻刻で訂正を要する点が六点判明した（人名注の誤りと、判読不能であった文字の判読）。

第一に、二九号一四一頁で紹介した日次記宝徳二年三月二五日条で正忌仏事が行われた人物「元☒」は、今号の九月二五日条で月忌仏事が行われた人物と忌日が同じなので、同一人物である。その名前の二字目は、今号での判読により「叡」と判明した（二二号で紹介した暦記享徳三年六月一六日条・一七日条に見える「叡覧」の「叡」と同じ字形）。

彼女を綱光の祖母に比定する根拠は次の通りである。宝徳二年三月二

五日は彼女の「廿五年<sup>〔正〕</sup>聖忌」で、その仏事は、彼女が綱光の直系尊属だと示唆する。そこで二四年前の『兼宣公記』応永三三年（一四二六）同日条を見ると、「尼公所勞、自夜前危急、子天遂以閉眼、如眠氣絶了、眼前無常、為之如何」という対応記事がある。書きぶりから見て兼宣の近親の女性だが、兼宣の母は故人であった（『尊卑分脈』兼宣伝に「同廿一十一廿六喪母」）。また、二十五年忌の当時、綱光の母豊子女王は健在である。綱光の直系尊属の女性で、綱光の母でなく、兼宣の母でもなく、応永三三年当時六一歳だった兼宣の近親の女性、という諸条件を満たすのは、綱光の祖母（兼郷の母、兼宣の配偶）しかない。

なお、二九号一四一頁の宝徳二年三月二五日条で彼女に「綱光兼宣室、父兼郷母」と注したが、「綱光」と「兼宣」の間に「祖父」を脱する誤りを犯した。本文の訂正（「元」を「元」に）と併せて訂正したい。

第二に、二八号一四頁の日次記宝徳元年一〇月記冒頭にて、越中守（速水信景）宛書状の差出の草名が判読できず、写真で掲載した。しかし、今号の八月二八日条に貼り継がれた書状の差出が同じ草名で、同条により彼が春日社権神主で、大中臣家継の子家徳と推定・判読された。

第三に、三一号一〇七頁にて、日次記宝徳二年六月二〇日条の「東院得業」の人名注を「兼尋カ」としたが、誤りであった。今号の七月一七日条により、東院得業は西大寺別当に補されたと判明する。『康富記』同月二五日条に「大法師兼円」が西大寺別当に補された記事があるので、両人は同一人である。「東院得業」の人名注は「兼円」と改めたい。兼円は竹屋兼俊（綱光の祖父兼宣の弟）の子で、兼郷の養子として興福寺東院に入り、兼暁僧正（兼郷の同母弟）の弟子となった（『尊卑分脈』）。

第四に、二九号一三七頁の日次記宝徳二年二月一九日条の「先松囃、種々遊驚目」で判読不能とした字は、暦記享徳三年七月四日条（二二号）や暦記寛正三年一〇月一〇日条（二二号）の「美物」の「美」と同

じ字形なので、当該文を「先松囃、種々美遊驚目」と訂正したい。

第五に、二二号一六八頁の寛正三年暦記五月二五日条、同七月二七日条（一七一頁）、同八月七日条（一七二頁）、同九月一日条・二六日条（一七五頁）の聖護院准后に「義観」との人名注を付しているが、これを「滿意」と改める。

最後に、三〇号一七七頁宝徳二年五月二五日条「参議齊光卿」に（藤原）との人名注を付しているが、（大江）に改める。皆様のご指摘に感謝する。また今後も適宜、訂正を行っていきたい。お気づきの方はご批評を賜りたい。

なお、今回翻刻分の書誌情報は以下の通りである。七月五日条は先述の広橋興光氏所蔵『接綱御記』二を底本とした。そのほかは国立歴史民俗博物館蔵の自筆本『綱光公記』自宝徳二年七月八日至十二月二十七日（日六三・一六六五）に拠った。歴博本は間明二行の嘉慶元年（一三八八）具注暦を翻して使用している。題箋には「綱光公記（自宝徳二年七月八日至十二月廿七日、首尾闕（七八首、十二廿七・九欠）自筆本 一巻『綴合改めたる通り』とある。歴博本を見ると現在の第一紙を一とし、紙継目ごとに数字が振られている。現在のような前欠の状況になった以降に振られたものである。連続した数字が記され、一月二四日条末尾に貼り継がれた土御門有季日時勘文の肩に「卅一終」とされている。

現在ではその後に二五日条〜二七日条の一紙が貼り継がれている。ある段階ではこの一紙は剥離して断簡となっており、近代に修補がなされた折に改めて貼り継がれたのであろう。前述『接綱御記』二所収写本には二五日条〜二七日条は見られない。なお日時勘文の貼継の前、二四日条最終行の「参」「毎」「徳」などの文字は左端が裁たれて欠けている。この欠けた部分は貼継紙をはさんだ二五日条の右端に見え、綱光は二四日条を記したのちに具注暦を切り、日時勘文を貼り込んだ、という執筆過

程が窺われる。

末筆ながら、調査・翻刻を御許可下さった広橋興光氏・国立歴史民俗博物館に深謝申し上げます。

【付記】本稿はJSP2020K00933、国立歴史民俗博物館蔵資料型共同研究「『広橋家旧蔵記録文書典籍類』を素材とする中世公家の家蔵史料群に関する研究」の成果の一つである。

### 【凡例】

- ・翻刻に当たっては、文書の貼り継ぎがなされていたり、異筆の場合は、「」で括って示した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。釵・鉢など一部はそのまますま存した。挿入符による挿入箇所は適宜本文中に追い込みとした。
- ・本文には読点および並列点を加えた。尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または▭で示した。抹消された文字は左傍に々を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。判読不能の文字は☒で示した。また残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。
- ・繰り返し記号は、漢字は「々」、仮名は「、」と示した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「〔 〕」、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。
- ・なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・その他、適宜○を付して注記を示した。

### ○広橋氏所蔵『接綱御記』二

#### 贈内府綱光公記

宝徳二年七月五日、丁天晴風静、御参 内也、雖御拝賀以前、内々為御直衣始之儀、申一点人々参集之後、令着御直衣給、薄色御指貫、御文鳥多須幾、生白御單、紅打御衣、紅御下袴、腹白、藤宰相水高倉・左兵衛佐水高倉・水継等奉仕之、次於公卿座有御加持、義賢、三寶院、御身固、在御脚小籠、頃之右府二条持通、御対面、自閑所即令退出給、次主人降公卿座前階、滋野井少将致因朝臣献御香、永継持御鏡、諸卿先降庭上、中門廊戸、前、東上南面、殿上人列其末、地下前駟車宿前、一列、東上北面、令出中門給、前駟右衛門、諸卿蹲居四足門下御乘車、檜榔、左京大夫相豊朝臣開鞞戸引出懸筵、立御榻、次頭右大弁殿襲御簾、乘御之後令卷上御前方簾給、路次行列、先前駟・笠持、二行、次前駟十人、二行、以下闕為先左京大夫相豊朝臣、左京權大夫少輔兼監・前讀駟守行久、越中守富治、前三河守康宣、次番頭八人、天江、二行、次帶刀二人、高橋、二行、前安房守頼富、丹後守久任、以上各衣冠下結半靴、源、次御車、御車副二人、如木、御牛飼、如木、副御牛飼二人、伊勢、因幡守貞仲、源、次御車、御車副二人、如木、御牛飼、如木、副御牛飼二人、撞衣、二藍、水干、釜殿着退紅持雨皮、在左、白張仕丁持御笠、次衛府長、下毛野武春、狩衣、付織物、花松葛、騎馬、水干鞍、次布衣侍十人、二行、騎馬、千秋駿河守持季、松田上野介信朝、小早河備後守應平、長伊豆守京亮親宗、五位尉佐々木備中守小申次郎左衛門尉、五位尉佐々木備中守次御後官人、持綱、束帶、可為布袴、成行、松田次郎左衛門尉元秀、次御後官人、持綱、束帶、可為布袴、次扈從公卿、重、左衛門督持季卿、直衣下結、駕毛車、直衣隨身一人以下也、乘車、花山院中納言、定嗣卿、直衣下結、紅打衣、八葉車、差綱、上車簾、以下同之、撞副衣冠一人、諸衛一人以下也、一、三条中納言、公綱卿、直衣、下結、八葉車、差綱、撞副衣冠一人以下也、一、西園寺中納言、実遠卿、束帶、毛車、前駟一人、衛府長一人以下也、一、日野中納言、資綱卿、直衣下結、紅打衣、毛車、如木雜色以下也、一、侍從宰相、冷泉、衣冠下結、八葉車、持為卿、雜色以下也、一、左大弁宰相、方里小路、冬房朝臣、束帶、毛車、如木雜色以下也、次殿上人、

頭石大弁殿小八葉車、如木童、如木雜色以下也

伯中將忠富朝臣文車、隨身、如木童以下也

內藏頭顯言朝臣文車、隨身、如木童以下也

北畠中將教親朝臣文車、隨身、如木童以下也

右中弁教秀朝臣小八葉車、如木雜色以下也

滋野井少將教國朝臣文車、隨身、如木童以下也

藏人權右中弁綱光小八葉車、如木童、如木雜色以下也

左兵衛佐永繼文車、隨身、如木童以下也、以上、各束帶、

御路一条東行、万里小路南行、中御門西行、東洞院北行、於陽明門代

正親町以南土御門以北、御下車、御查役人以下、自左衛門陣御參、內、自高遣戸内々兼御前侍常

御參常御所、三獻女房族之後御退出、於中御門邊取松明還御、兼御前侍常

於公卿座扈從人々御對面、綱光申次之、各進上御太刀畢、今度兼日儀中

山中納言親通雖申沙汰、依指合綱光就奉行家司一向申沙汰畢、無一事之

違乱之条、公私惣別大慶者也、

兼日御祈事、無風雨之難、可有懇念由触申御持僧畢、武家奉行飯尾左衛

門大夫為數、布施民部大夫貞基相加之、今日辻固如何、

○国立歴史民俗博物館所蔵「綱光公記」

〔前欠〕〔管カ〕源宰相〔政賢〕伯三位〔百山〕左大弁宰相〔冬房小

殿上人

忠富朝臣・顯言朝臣・親長朝臣・雅行朝臣・予・源政仲、以外無人也、

〔甘露寺〕〔丹波〕 歡樂、不參云々、

九日、晴、予欲楽氣相興、計会外無他、盛長朝臣良葉、

十日、晴、所勞得減、所遲々也、

十二日、晴、早且參瑞雲院、依施餓鬼聽聞也、是如例年、云御月忌、

〔廣橋阿婦丸、綱光父兼卿ノ男、文安四年七月二日没〕故淨兼年忌間、登山所沙汰行也、淨兼別而又勤行、兼相談瑞雲院、

故一品同今日御月忌也、時以後參等持院、為御燒香也、

十四日、雨下、後瑞雲院御月忌如例、參詣瑞雲院、心靜称名之後、參盧

山寺、是崇賢門院并代々御聖忌為御燒香也、〔年九〕雖參仕雲龍院、予所勞不

予之時分間、乍存不參故也、

十五日、雨下、雷氣甚、微明參瑞雲院、如近年儀所沙汰行也、宅蓬華有

嘉酒等如例、先參慈母御方、珍重々々、入夜參、內、御灯呂拜見之後、

被下天酌、予鞠灯呂一進上、自修南院送給、頃之退出、典侍殿片時御出、

則御婦參、

十六日、晴、月明、初秋冷色堪眼前、入夜飯尾左衛門大夫入來、馬・太

刀送給、是先度大儀申沙汰無為歟々々、公私祝着々々、則馬・太刀送遣

了、

十七日、晴、自東院得業有書狀云、昨日西南院僧正円寂云々、言語道斷

次第也、當時連續、為之如何、詮儀冷然、神恩可恐可悲々々、將又西大

寺別當其欠候也、東院競望事、已付伝、奏事雖然為家門可然様可加扶持

云々、御執、奏段又肝要云々、仍付日野申入、室町殿、禁裏内々以典

侍殿申入、又伝、奏にも可得其意之由遣侍者了、所詮光明院・勝願院等

競望云々、雖然依御執、奏、被補東院得業、度々御執、奏、〔念〕畏存由、先

且以日野申入了、依予欲楽未散也、此趣則仰遣了、〔念〕上洛可申御礼之由

相談了、家門余慶也、可貴々々、

十八日、晴、地震、此間連續、向日野亭、是西南院事為訪、又彼別當事

御執奏等為賀也、有來楽、侍從宰相連此席、次向万里少路前内府亭、就

彼別當事等、度々依被示談也、頃之婦華、今日御靈御輿迎無為云々、

廿日、晴、自曉更程、腹所勞散々式、絶常篇、

廿一日、晴、所勞猶興盛、為之如何、

廿三日、晴、自今日山藏輪坊人來加持行法、不動尊也、(當承、滿親)是撰津入道招給、(仁和寺、實助)如法有斟酌思き、將又瑞雲院座主等有祈禱、抑今日理証院弟子(持明院、御房云々)、

來臨、予可為猶子之由、兼日依院主芳語也、然折節予欲樂間雖難治、已以吉日入來間、片時對面、有三獻、珍重々々、馬・太刀送給、伊与守同道、理証院未所勞未散程間、重可光臨云々、吉日等事自予方相尋陰陽頭(上御門有)相尋了、則馬・太刀送遣了、

廿八日、少雨下、七仏薬師、為予祈禱、面々參詣云々、

廿九日、晴、藏輪坊今日結願、少得減、自愛之由、種々以面返答、然雖輕微儀憚入、二百疋・十帖送之、

八月

一日、晴、入夕雨下、如例式早且雖可參(足利義政)室町殿、所勞未快時分之間不參、此由可得其意之由、以待者頭弁相談了、八朔御礼嘉例計、内裏・

仙洞・室町殿等、御室(承道法親王)・陽明南北以下所進入也、毎々幸甚々々、

三日、晴、室町殿御還礼拝領祝着無極、尤雖可參賀、不予時分難治間、可得其意由日野相談了、

四日、晴、予欲樂、依少得減、春日社神馬引進、(大中臣家繼)神主方へ仰遣了、成就勿論々々、自公方(足利義政)拝領之御馬也、北野祭礼無為歎、

五日、晴、一兩度地震、(甘露寺親長)左中弁・正親町少將、予所勞訪來、日野前大納言入來、此間人々訪來、抑昨日臨時祭、頭弁奉行、日來依分配予雖申沙

汰所勞未散間、当日儀頭弁申沙汰云々使交名可尋記、宣命、(唐橋在治)内記輕服間、少内記康顯草進、兼日予相觸了、翰林草進事勿論事也、儒弁又有例、今

度依 勅答相觸、入夜上様御還礼拝領、祝着多端々々、尤雖可參賀所勞不快間、齋藤越中可得其意之由示遣了、

六日、晴、御靈御旅所進代官(當親)太刀一腰進入、予欲樂程間不參、女中(撰津滿親)・

小女

等等同參詣、珍重々々、抑尺笈、頭弁奉行、參仕事可存知由被仰下間、日來存其旨処、腹所勞未快間不參、無念無極々々、上卿中御門大納言、(万里小路)參議冬房朝臣、少納言為賢朝臣云々、弁誰人哉、可尋記、後聞不參歎、

無念、但於先例連綿事也、

八日、晴、因幡堂香水到來、祝着、

九日、晴、自御所法印被召下、畏存外無他、則良藥一兩種送給、先遣侍者入來、令賀了、太刀(黑)遣了、

十一日、雨下、今日御庵御步行令參、宮給、七今日御參籠云々、希代御願尤以珍重々々、過書事、申遣北畠大納言了、抑西園寺持弘(古所)四天可渡申根本中堂之由、日比自叡山訴申、座主僧正取申き、然西園寺故障

之子細連々言上云々、所詮云天下御祈禱事山門訴訟上者、別而猶早可召渡由、以予被仰西園寺間、此上者不可有子細云々、仍今日座主坊人先披見、來十五日可奉渡座主坊之由音信間、予一行遣西園寺了、自三寶(義實)還

礼送給、

十二日、雨下、御月忌如例、

十三日、雨下、青侍等參宮云々、抑官領侍者有兩人、(管)當国(山坂)當秋事可代官云々、此間連々申送事也、一國中寺社本所領悉代官云々、不限一身者哉、

非有道沙汰、歎而有余々々、然間先度衣比須嶋事兩条、連々向官領宿所令申了、其時返答云、大略雖申預候、此兩所承分、以前當国拝領之時直

務之由委細相尋可返答、承分事理者不可及申同返答間、喜悅之処又如此音信、為之如何、但於衣比須嶋無子細當知行所也、不可准余在所事也、

委細事記無益、

十四日、晴、後瑞雲院御月忌如例、地震、可驚、日野有音信、

十五日、陰、名月只蒙臙、無其興、及深更雨下、放生会依社訴延引云々、頭弁奉行、

十六日、雨下、駒牽、藏人權佐申沙汰、上卿以下可尋記、例幣申沙汰外

無他、

十七日、晴、松林院禪師御房近日加行沙汰云々、珍重々々、今日内府(兼雅)

公(實量)拜賀也、自前内府宿所出立云々、扈從公卿五人、德大寺大納言・三

条中納言・西園寺中納言等云々、雲客五人、地下前駟六人、番長・官人

以下僮僕濟々召具由有其聞、禁裏申次藏人權佐、愚記及欠如可召遣由内々

被仰下問、遣了、

十八日、晴、御靈祭礼無為云々、藤松殿參九内、祭礼見物被下御扇云々、

所祝着也、自御局參候、記六檢知外無他、

十九日、晴、旧記虫散檢知外無他、

廿一日、晴、禁裏御料所鳥取御年貢、此年来無沙汰間、為室町殿及糺

明御沙汰、已及重事了、雖然依歎申無為、仍為未進十万疋今進上、年内

三十万疋可進上云々、珍重々々、明日公武御受衣、於夢窓国師之拜堂可

有御沙汰云々、旁珍重々々、

廿二日、小雨下、今日公武御受衣之日也、於夢窓国師之拜堂御沙汰、三

会院々主(竺雲、道号也、等連、諱名也)御影以下持參、其外衆僧濟々祇候云々、禁裏(御法名諱、円満智、)

室町殿道禎云々、予依歎樂不參、委可尋記、午刻計左大弁宰相(冬房、朝臣、)奉書

到來云、明德以下(四年一〇月二六日、後門應天皇九、)應永廿三年度御受戒条々有所見歎可勘進云々、則猷愚

趣了、其後應永廿三年御記馳筆進入了、勅祿事同有御尋、明德度無其儀

之由所見之趣注進、又国師号 勅書持參本寺、勅使明德・應永廿三年兩

度先公卿分同注進、彼度當講有之、今度中山大納言申沙汰云々、御受衣

此事御執 奏之由有其聞、旁以珍重々々、明德度夢窓国師拜堂御沙汰云

々御吉例也、

愚注案  
應永廿三年十二月十三日公家御受衣之儀、無殊御沙汰事候哉、於絶(中)

海国師拜堂御沙汰候、任明德之御例、勅使日野中納言參向、於(有也)

勅祿事者不分明候、念撰所見引注進之、管見之趣先内々言上之由可

得御意候也、恐惶謹言、

八月廿二日 綱光

内々密状也、

只今被仰下候應永廿三年御受衣事、一紙馳筆注進候、定刁刀之錯勿

論候歎、於明德之所見者未撰出候、將又 勅祿事、明德度無其分之

由少所見候、應永度不分明之由可得御意候也、恐惶謹言、

八月廿二日 綱光

御方 万里小路殿

終日慈母以下皆以入御、祝着々々、

應永廿三年十二月十三日公家御受衣之儀并□布施、後日被送遣哉否、

御所見候者、只今念可被注申之由、内々被仰下也、恐々謹言、

八月廿二日 冬房

藏人弁殿

廿三日、

廿四日、晴、

廿五日、晴、自今日三个日聖廟進代官、是女中所願為成就也、三月大間、

三个月可參詣也、

典侍殿御出、被持一瓶、慈母光臨、祝着無極、抑御庵自神宮御帰珍重々々、

廿八日、晴、先日春日社引進神馬事、家繼狀如此、祝着々々、

御神馬一疋、引被進之候、御日出候、弥々御所願成就同篇由、

能々啓白申上候、御目出々々、領等御本腹由、能々祈念申入候、御

目出々々、將又來月一日御幣料御下行沙汰可申候由、可有御披露候、  
恐々謹言、

八月廿八日 (大中臣) 家徳

(浄養、連水信景) 越中入道殿

(切封墨引)

廿九日、晴、撰津掃部頭入來、終日雜談、有來樂、

卅日、入夜雨下、自江州豊後守等上洛、(去廿七日)抑三河守帰泉云々、不便無極、  
(藤堂景盛)

痢病云々、

一卅日、今日禁裏内々御会、愚詠二首所詠進也、每度進草被直下了、秋  
(兼書)動物、秋地儀、

をのつから秋なな(つカ)きの色見えて四方に野山もうつろひにけり  
みし春のかすみはきりにたちかへてむかしこし地に冬やきぬらん

九月大

一日、晴、早日奉拝尊神以下如例、雖可(足利義政)室町殿参賀、歡樂未無力、且

例日間、旁以不参、鞠月吉兆珍重々々、自理証院有趣章、千五百番歌合  
(兼助)

一冊写給、(持送)一部方々所勸進也、未半刻土岐斎藤越前入道於路次乍乘輿被  
(宗持)誅云々、是土岐方所行歟由聞合、希代事也、

○コノ間  
脱アルカ、

六日、晴、曉鐘以下(後)西殿白波推参、驚、則青侍等掃出間、無程退散、先

以珍重々々、女房達小袖等少々失云々、上方之御足具不失云々、殊以幸  
(具足)

甚々々、希代事也、堅可尋決々々、

九日、晴、早日奉拝尊神以下如例、歡樂以後参 室町殿、構見参、後於

上様御方被下御盃、祝着々々、歡樂事被賀仰、祝着々々、重九節一段添  
(日野重子)

菊酒気味、万幸々々、次就衣比嶋事向管領宿所、返答、無子細也、日日  
(須脱)

野・前万内宅、(万里小路時房)向会後帰華、及夕蔵輪坊入來、自今日(三个)加持、撰津

(當承、滿親) 入道招給、事々雜談、入夜着束帶参 内、依蒙催重陽宴也、奉行藏人佐、  
(御手)上卿日野中納言、(資綱)少納言為賢朝臣、参議不参云々、先参御前、被

下菊節之天酌之後参陣、先着障子座、上卿着陣、招職事、菊酒可給由奏

之歟、則職事仰々詞、上卿召官人召弁、予、予起障子座昇参議座末、  
(懸膝)

弁官作法也、就上卿座下、被仰云、宜陽殿座令敷日、予微唯退、上卿不具  
(聽)

否而起座、依無便宜也、且近代所為如此、次史御裝束畢由付予、々内々

示上卿、則上卿以下着宜陽殿座、(近代用陣座)予着北座、二度掛如例、上

卿召少納言、被催勸盃事、少納言起座如例、次二献、被催子、予起座、  
(掛等)

如例、於仙仁門辺取盃、(内暨取)瓶子相從、就軾伺上卿氣色授之、又入之、授上卿帰着  
(無位次公卿間)掛等如例、次上卿召外記被仰見参・目六事歟、則持参、上卿

就宜陽殿西軒下奏聞、(依雨儀)權佐出逢、次上卿帰着、召少納言、下見参、

次召子、々参軾、(掛如)指笏於左方目六取両手、取添笏、退於障子座前下

史了、此間上卿退出、

抑補弁官後初参重陽宴、一段祝着々々、深雨甚、為之如何、衣冠侵深雨、  
(兼又)露可浴雨露之恩嘉節也、(広橋春龍丸、綱光父兼郷ノ男)然今日慶福院性見忌日也、於瑞雲院如形致其沙

汰、自昨日念仏、

○約六行分空白

十日、

十一日、晴、例幣、依分配申沙汰、雖然依惣用未到空延引、可為來十四

日、十七日御齋会間其以前可被始行故也、早日参詣吉田社、心静念願、  
(吉田)

兼名於社頭閑談、(広橋兼直)

十二日、雨下、先公御月忌也、如例、

十三日、

十四日、晴、(広橋兼直)祖父入道殿(儀同三)御月忌也、前七个工作日、  
(浄土三部經漸号)

今朝僧五人供養、当時殊社計会、如形致其沙汰、已一点着束帶参 内、  
(実速)

例幣式日延引、今日可被行故也、上卿西園寺中納言、弁教秀朝臣、  
(勤修寺)

但遲參 先有日時定事、上卿着陣、與 予就上卿座下、仰云、例幣式日延引、日時令勘申可也

卿微唯後予退、次上卿着端座、令敷軾、次召弁、予參、被仰日時事、

教秀朝臣 予奉上宣下知史、如、上卿、次弁覽勘文於上卿、々々則以予奏聞、則返

依遲參也 下上卿、依勘、次上卿召予、弁、下給勘文、予於軾結申退、取添笏於障子

前下史、予就軾下請奏、則下給予、々々下史、次上卿召內記、被仰宣命事、

內記宣命持參、上卿進弓場奏聞、予出逢、此次被奏使王御馬事、則宣命

返下上卿、御覽シツ、此時使王御馬事、開食候、上卿給宣命、內記直參本官、

弁教秀朝臣直參本官、日時定事可予存知、臨期語示故也、先上卿有着

陣き、藏人方吉書存知了、如例、出納祇候、只今御幣發遣之由告給聞、

出御南殿有御拜、頭弁不參間予獻御笏、不可然事也、但近代此分歟、六

位藏人、通在、一人祇候、旁冷然、御裝束事如例、近代儀不及記、頃之退出、

着直垂、參瑞雲院、心靜念仏、帰宅、委細納公事奉行箱、

十五日、寒雨、陰晴不同、不予為之如何、春日權神主人來、上洛次云々、

十六日、冷來、風雨一天興盛、日野頭弁、勝光來臨、有盃酒、頃之被雜談、拜

賀、參議 御記被借用了、

十七日、

十八日、晴、小生為所願七觀音七人參詣、珍重々々、

十九日、晴、庚申也、申入夜有和歌・連歌等興、

廿日、

廿一日、

廿二日、

廿三日、晴、冬夜寒雨、早旦初雪積、東西山遠見不無其興、

廿四日、寒氣甚、

廿五日、晴、為法樂有和漢百韻、綱光祖父兼貫ノ室、父兼郷ノ母元觀御忌日也、真藏主人來、入夜初神

廿六日、早旦晴、北野社・五靈社等參詣、殊心中有祈念事、所願成就勿

論々々、可貴々々、今日瑞雲院殿正御月忌也、僧一人供養、抑自訴事有

譽田三河守談合子細、仍遣書狀了、家領本腹不能左右歟、自愛々々、

廿七日、晴、比丘尼五山悉今日嗟嗟峨云々、是夢窓国師為神事也、首座

も御出云々、抑今朝天明之程羽高於細川宿所辺沙汰之云々、是

不忠故也、為細河右京大夫沙汰之、兩方手負繁多、近辺付火歟、事程

久者也、物念為之如何、但則退散、神妙々々、

廿八日、晴、

廿九日、晴、今日於天龍寺有転経等云々、是明日夢窓国師百年忌故也、

希代大儀、僧衆一万人計歟不知其數云々、可貴々々、自昨日諸大名辻固

云々、

卅日、晴、夢窓国師百年靈忌也為勅使頭石大弁勝光朝臣參向天龍寺、束

帶持笏、其外進退等事無殊事歟、可尋記、三會院・雲居庵二所有仏事、

則勅使向所參向云々、昇座南禪寺前從歟景南、建仁寺門徒歟、当代何も名人

不知誰芳名哉、門徒・他門等相合僧衆一万人計云々、末代大儀、古今不

審、可貴々々、已以夢窓国師六朝国師也、仏神觀音他神勿論、門徒繁昌、

旁以希代貴人可貴々々、早旦密々向嵯峨見物風山、紅葉一段添霜露、大

井河映色如錦、不無其興々々、入晚帰宅、抑或八座具以下落、或ハ喧嘩

等少有き云々、大仏事成群之故也大方雖一事無違乱無為、天下惣別珍

重々々、殊近代公武無他于異御願寺有子細委猶可尋記

十月大

一日、天晴、少時雨、初冬朔幸甚々々、漸所向小春之陽也、早旦奉拜尊

神以下如例、次參 室町殿如例、珍重々々、雖可參内更衣計会空不參、

不本意々々、殊平座參陣事被仰下之、旁計会間申入故障之趣申奉行藏人

権佐経茂、上卿四条大納言、弁不参、少納言業忠真人云々、  
二日、晴、寒氣甚、於管領犬場有喧嘩事、人々走歩、則落居云々、遣侍者了、

三日、晴、典侍殿・御庵御出、  
四日、晴、時々小雨下、亥子也、申半刻計参、室町殿、次参、上様御方

如例、慈母御申而御方、則被出、御所様・上様何方へも御斟酌之間不可被出云々然予申云、別而被下之由申入之間被出之祝着々々、次参、内、

御局申入了、被下嘉酒、次参、仙洞、右中弁同道、帰宅之後西殿・慈母御方申祝着退出、於予方有嘉酒、幸甚々々、抑月星合・二星合連続、所

驚入也、御祈次第可尋記、将又相国寺大衆猶寺領等事有訴訟事、以外、寺中発向、其声如雷、為之如何、然而鹿苑院々主已出院間、且大衆退散云々、言語道断次第也、

五日、  
六日、

七日、晴、自禁裏被仰下云、只今程庭上まで可祇候由被仰下間、則参候之処、左中弁被仰下旨頭弁朝臣、可兼任参議、辞退藤宰相云々、忿可宣下之由被仰下、畏承之由申入退出了、是御執奏敷、年中之昇進也、可謂

過分、但彼人事各別事也、且於先例者連續、勿論々々弁官之芳候へ殊勿論々々則付日野中納言宣下了、

八日、晴、伝奏奉書到来、藤宰相本座事、左中弁朝臣管領頭事、兩条可下知云々今一頭基有朝臣也、雖為上首弁官間被仰殿上管領之事敷、勿論々々、則貫首事召出納下知了、御局以下济々光臨、駕文車給、御参詣

内野経堂、珍重々々、  
九日、晴、向右大弁宰相亭、八座事賀了、遣金銀、

十日、晴、嚴霜深、上様御腰又如例苦給云々、驚参申入了、但早々御本腹勿論々々、自慈母も被進御菓了、抑松林院僧正状到来、禪師御房法華会豎義無為、天气快然、殊勝沙汰給節由賀札如此、自愛無極、尊神冥助也、可貴々々、向頭弁亭、仰賀昨朝入来了、

十一日、  
十二日、晴、朝霧絶人跡、夕雨積日光、御月忌如例、衆僧三、四人入来、雖可参瑞雲院少依難治空不参、背本意、心静念仏、

十三日、晴、時々雨下、今日西殿可有御落髮由俄有御沙汰、此事日比先年之式無念之間、今一度御帰参事雖為御執奏、依人悪口御返事不宜、周章迷惑雖敷存無力次第也、御身平生為此御望之間、入夜叡浦西堂為落髮師被招申、亥刻吉時御沙汰、御局達被申偕灼、次第之儀如恒、次了奉拜

弥陀三尊給、次被申拜落髮師、三拜、御衣・御袈裟如禪、於南西有点心、乍無念御願望之間無為珍重々々、慈母以下御出、典侍殿有御出き弥于今表万歳幸甚々々、無念之子細無記益々々、

十四日、晴、祖父儀同三司御忌日也、如例、  
十五日、晴、参経王堂、読経被相触間、如例年昨日納禪住了、請取有別、

十八日、晴、今日四条橋供養云々、願主地下物也橋造立之仁也千僧供千人云々、有施我鬼等、察々乘輿見物已車被召御、聞聞不知其數者也、

十九日、晴、参内、更衣以後也、終日祇候、有糸々奏事、今日予為祈禱七仏葉師参、七仏近所也、七人各参詣、是者為痾病無為本腹所願也、

廿日、  
廿一日、雨下、入夜寒天晴、依当番参内、左大弁宰相依飲楽不参、慈母自今夜对屋御座、少依子細也、珍重々々、西殿以下入御、有賀酒等、入

夜掃

廿二日、晴、入夜着束帶參内、依別殿行幸申沙汰也、御釵次將忠富朝臣、(山川)脂燭殿上人顯言朝臣、無人也、六位極、臈源政仲一人祇候、職事予外不祇候、以外無人不可然事也、曉鐘以後入御如例、例式行幸長橋局、内堅、(笠)殿主大夫以下公人所召調也、事了退出、

十一月

一日、晴、早日參、(足利義政)室町殿如例、幸甚々々、

七日、晴、春日祭延引、予參向間、被相触、(園基有)頭中将奉書、上卿依未

定云々、  
(以下抹道)

十二日

十三日、晴、御月忌如例、神事間於他所先供養僧、入夜着束帶、依園翰

神祭參向也、上卿左衛門督、外記・史不參、先洗手、上卿着座、(西上)次

予着座、(同)上卿召々使、(二声)仰木綿鬘事歟次懸上卿弁之次引廻神馬、

次上卿召々使、仰蔓木綿事、次祝師申祝、(上卿以下)

十二日、晴、自夜前初神事、入夜着束帶、參向園并翰神祭、依分配也、

上卿左衛門督、内侍參向、外記・史共不參、何事哉、先上卿以下洗手、

上卿着座、(西上)次予着座、(同)上卿召々使、仰蔓木綿事、次祝師申祝、

(上卿以下)次廻神馬、次大膳職居膳、次造酒司献盃、(一献上卿所為也)此外事無指事、近

代省略、事了各退出、抑今日先人御忌日也、尤可被憚歟間、故障申入処、

有先例上者猶早可知由、別而被仰問、所存知也、

十五日、晴、今日慈恩院藤松入室、依吉日也、善乘上洛、輿等迎來、

(淨堂、速水信景)越中入道・隼人助兩人下向、善乘太刀、(遺)十帖送之、以外輕微也、大

宮御庵一向被立沙汰、自夜前皆以御出、事更今曉有一献、藤松衣裳青水

干、(青練)太口、杉目扇如例、又白水干等用意、每事如形、天氣快然、自

愛無極、是表万歳之儀、幸甚々々、御局以下女中等色々御助成有之、珍

重々々、自寺家も兼二千疋進之畏奉仰慈非万行神助者也、(悲力)

十九日、半更程詣水沙汰出門、是今日依春日祭參向也、共掃部助・新衛

門兩人也、折節無人時分也、午刻以前參着南都修南院廳、先着束帶參社頭、

權神主輕服間、召進代官、是祖父入道殿御賀礼也、(大中臣家徳)自愛々々奉幣、心靜

祈念之後、參若宮社等、向神主館、(大中臣家繼)無程帰着修南院、種々有御計

所痛入也、抑於社頭上卿三条兩卿參向則遣旅所遣侍者了、半更之程、着

冠向神主館、着束帶、内侍・上卿等催促着束帶已上卿着禊殿座云々、

則予加着如例、事了着々到殿、則起座、(近代着座計也)上卿相引入藤鳥井於慶賀門下懸

裾洗手、(上卿)予使令昇一御棚、次上卿・予着庭座、次次第昇御棚上卿前

駟社司連々昇之、次内侍參入、次神馬引廻、(次)次上卿以下奉幣、其儀上卿

奉幣前駟捧之、予奉幣布衣侍役之、兩段再拜、了社司來給奉幣、次神主

帰出、拍手、上卿以下着直會殿、懸蔓木綿、予取之懷中、(此間)祖父入道殿御所為

和舞、次上卿以下着直會殿、懸蔓木綿、予取之懷中、祖父入道殿御所為

也、是於他社勿論、於当社不知其例故云々上卿懸之、聽取之懷中、其鉢

無謂歟、次神主持盃進上卿、次来予前、其儀如例、二献同前、三献、上

卿目子、召立予掛起座、於上卿座下指指笏取盃、經本路着座置盃拔笏、

取盃飲之、次取盃笏揖退出、每事近代無之外記・史不參問、無見參之儀、

初度也參向無為、自愛無極々々、外記・史不參、是依献盃事也、社司等

所存無其謂、為之如何、於春日野辺天明、則帰洛、(貞兼)松林院以下寺務・慈

恩院・東院等入來、(興福寺一乘院坊官力)二条賀來、皆以被持楯、所痛入也、自木津乘船帰宅、

入夜帰着、每事無為、自愛々々、且仰神慮至也、(慮)勿論々々、

廿日、晴、参内、昨日之儀無為之由、申入了、所々進御楯、  
廿一日、晴、御局以下皆以申入渡献賀酒、祝着々々、

十二月

一日、晴、雨時々下、早旦参(足利義政)室町殿如例、幸甚々々、

二日、

三日、

廿一日

廿二日

廿三日、晴、今曉有吉夢之子細、大明神影奉拜見(見、神託之通無比類、)有神助之子細可貴可悅、

神助祝着無極々々、且廿四日地藏(緑)式日也、旁相応、自愛、則臨時奉幣少

分付(大中臣家徳)權神主奉祈念、所願成就勿論々々、

抑今夜内侍所御神楽延引出、頭中将送給、(園基有)是五躰不具穢之故云々、驚入

者也、但連々犬之有所行、折節驚入者哉、七個日之間、年内不可叶之由、

有御沙汰、(其)珍事(可恐)

入夜着束帶、小雜色一兩本召具、(近衛房嗣)参陽明前閑白、是被補年預之後、初為

覽吉書也、申次讀岐守・政所等祇候、先着障子上、(推宗行実)右、撤懸紙、加袖書持参御前、先讚

所給吉書、(入篋、有懸紙)次伝置硯、予置笏、(襖中)撤懸紙、加袖書持参御前、先讚

岐守(衣冠)御出座之由来示、(笏)南面出座給、御覽了返給、予懷中笏給之、

經本路退着、加袖書、其様、  
可成返抄、

別当権右中弁藤原綱光

吉書入篋如本返給政所、(有小庭、)則成返抄入篋、及手給、(每度及)次予藤原ノ

下二加草名、如本入篋返給、次退出、左京大夫相豊朝臣等有祝詞、自  
愛々々、次為小番参 内、委細任明德之御所為了、  
(貼懸紙)

可被覽吉書日

今月廿日庚寅

廿四日甲午

十二月十七日 (土御門) 有季

廿五日、晴、方々御室以下為歳末嘉礼参賀者也、  
(承道法親王) 御礼

廿六日、

廿七日、時々小雨下、室町殿歳末御参 内也、未刻計御参、(松木宗繼)中御門

大納言・帥大納言以下、予等如例参集、御劔役顯言朝臣等也、是准役也、  
(正親町三条実雅) (山科) (巡力)

自東門御参、殊更有五献、無程(後)